正する条例に 岐阜県職員の給与、 こついて 勤務時間その 他の勤務条件に関する条例等の 部を改

うに定めるものとする。 岐阜県職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例を次のよ

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

正する条例 岐阜県職 員の 治給与、 勤務時間その 他の勤務条件に関する条例等 \mathcal{O} 部を改

(岐阜県職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第二十九号) 岐阜県職員の給与、 の一部を次のように改正する。 勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和三十二年岐阜県条例

五百円」に、 千二百円」を「七千四百円」に、「六千三百円」を「六千六百円」に、 第十八条第一項中「四千二百円」を「四千四百円」に、「二万円」を 第十条の二第一項第一号中「三十六万八千四百円」を「三十六万八千 「一万八百円」を「一万千百円」に改める。 -八百円」 「二万千円」に、「七 「三万円」を「三万千 に改める。

第二十条第十三項中「六千八百円」を「七千三百円」に改める。

改める。 分の百十五」に改め、 の四十二・五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に 第二十五条第二項第一号イ中 同号ロ中「百分の九十五」を「百分の百」に改め、 「百分の九十」を「百分の九十五」に、 「百分の百十」 同項第二号中 を「百 . 「百分

別表第一から別表第五までを次のように改める。

岐阜県職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正す

垂 は百分の七十七・五」を「百分の七十」に改め、 十」に、「六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合に する場合にお 分の六十二・五」に改める。 いては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五」を「百分 第二十三条第二項中 とあるの 「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」を「百分の百三 「百分の百十七・五」とあるのは ては百分の百三十七・五」 「百分の七十二・五」 六月に支給する場合におい に、 を「百分の百三十」に、「六月に支給する場合にお 「百分の七十」を「百分の百十」とあるの 「百分の百二・五、」 同条第三項中「百分の百二十二・五」とある て は百分 の百二十二・ とあるのは 莊 十二月 「百分の五十 は お の百 7

五を 同項第二号中「、百分の四十七・五」を「百分の四十五」に、 の五十五」に改める。 第二十五条第二項第一号イ中 「百分の百十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百」を「百分の九十七・ 乛 百分の九十五」を 「百分の 九十二・ 「百分の五十七・ 五に、 五. 五. 「百分の百十 に改め、

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例

号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中 「百分の百六十五」を「百分の百七十」 に改める。

07,000」に改める。 26,000」に、「607,000」を「608,000」 別表第一中 「403, 000」 を「404,000」 に、 に、 「706,000」を「707,000」 「464, 000」 を「465,000」 に、 に、 「525, 000」 [806, 000] を を 8 5

02,000」に改める。 別表第二中「335,000」 を 「336, 000」 に、 「372**,** 000」 を「373,000」 に、 「401, 000」 を

岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 の一部を次のように改正す

十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十七・五」に改める。 百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「百分の百三 第七条第三項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「、六月に支給する場合におい ては

(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付職員の 採用等に関する条例 (平成十四年岐阜県条例第三十 -八号)

の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十五」を 「百分の百七十」 に改める。

に、 「380,000」 を 「847, 000」 「544, 000」 「381, 000」 に、 に改める。 に、 「429, 000」 「619**,** 000」 を「620,000」 を「430,000」に、 に、 「480, 000」 を Г72**4,** 0 $\lceil 481, 0 \rceil$

第六条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 部を次のように改正する。

百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「百分の百三 第五条第二項中 に、 「百分の百七十」 「とあるのは、 を「百分の百六十七・五」 を 「とあるのは」に、 に改める。 \neg 六月に支給する場合にお 1 ては

附 則

(施行期日等)

- この条例は、 ただし、 公布の 第二条、 日から起算して一月を超えない範囲内に 第四条及び第六条の規定は、 平成三十一年四月一日から施行する。 おい · て 規 則で定める日か ら施
- 2 に限る。 定、 る。 規定に限る。 成三十年四月一日から適用し、 及び第五条の規定(岐阜県一 条例」という。 件条例」という。 第一条の規定 こという。 第三条の規定(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例)による改正後の同項の規定、)による改正後の同項の規定及び第五条の規定(任期付職員条例第五条第二項の改正)第五条第二項の改正規定を除く。)第七条第三項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例 による改正後の同項の規定は平成三十年十二月一日から適用する。 (岐阜県職員の給与、)第二十五条第二項の改正規定を除く。 般職の任期付職員の採用等に関する条例 第一条の規定(勤務条件条例第二十五条第二項の改正規定に 第三条の規定(任期付研究員条例第七条第三項の 勤務時間その他 \smile による改正後の任期付職員条例 の勤務条件に関する条例)による改正後の勤務条件条例 (以 下 以下 「任期付 (以 下 「任期付研究員 の規定は平 改正 「勤務条 **| 職員条** の規定 規定 \mathcal{O} 限 規

(給与の内払)

3 規定による改正後 規定による改正前 又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、 の規定に の規定による改正 第一条の規定による改正後の勤務条件条例、 よる改 正後 の勤務条件条例、 前 の勤務条件条例、 の任期付 の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、 職員条例の規定による給与の内払とみなす。 第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条 第三条の規定による改正前の 第三条の 規定による改正後の任 任期付研究員条例又は それぞれ第 期付研究員条 第五条 一条の

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるも 0 のほか、 の条例 の施行に 関 必要な事項 は、 人事委員会規則で定める。

提案説明

改定する等のため、 岐阜県人事委員会の平成三十年十月十二日付け この条例を定めようとする。 \mathcal{O} 給与に 0 い 7 0 勧告に鑑 み、 職員 の給与